平成２６年（再イ）第５６号

大阪府岸和田市上松町610番地の242

再生債務者　エムズオフィスこと　寺田　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月18日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２７年（再イ）第４号

奈良市五条西１丁目12番１号

再生債務者　村井　雄一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月19日　　奈良地方裁判所

平成２６年（再イ）第７号

岡山県真庭市勝山1126番地１　市営原方新住宅308号

再生債務者　森中　一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月20日　岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（再イ）第２３号

群馬県安中市松井田町五料210番地

再生債務者　猿谷　隆男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月20日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（再イ）第１６号

横浜市瀬谷区阿久和東４丁目11番地４　エコール・ド・ドルフＩ203

再生債務者　山田　知輝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月20日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１４号

札幌市北区麻生町６丁目９番16―305号

再生債務者　奥野　希恵

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月20日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第４号

山形県鶴岡市双葉町４番18号

再生債務者　加藤　　聡

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月20日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（再イ）第４号

大阪府貝塚市麻生中1010番地11

再生債務者　田﨑　淳治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月20日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢35歳位の男性、着衣はベージュ色長ズボン、トランクス、赤色靴下、白色様タイツ、運動靴（右足のみ）、所持品なし、高度腐敗のため一部白骨化

上記の者は、平成27年３月７日午後１時50分、貝塚市港６番地大阪機船株式会社貝塚３号倉庫西側テトラポット上において発見された。推定死亡日時は平成27年１月頃、直接死因不詳。

遺体は検視のうえ、貝塚市立斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は、当市生活福祉課まで申し出てください。

平成27年６月２日

大阪府　　貝塚市長　藤原　龍男

公示送達

大槌都市計画事業町方地区震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項、第５項及び第99条第２項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成27年６月２日

大槌都市計画事業

町方地区震災復興土地区画整理事業

施行者　大槌町

代表者　大槌町長　碇川　　豊

1　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　岩手県上閉伊郡大槌町末広町１番19号

氏名　小川　延海

2　通知の内容

土地区画整理法第98条第１項、第５項及び第99条第２項の規定により、大槌都市計画事業町方地区震災復興土地区画整理事業において定められた別表のとおり仮換地指定をします。

注意

1　この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。

教示

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に大槌町を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別表の掲載は省略し、それらを岩手県上閉伊郡大槌町上町１番３号大槌町役場の掲示場において掲示しています。

公示送達

下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による行橋都市計画事業行橋駅西口地区土地区画整理事業に係る平成27年３月27日付換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができない又は送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記のとおり公告します。

平成27年６月２日

行橋都市計画事業

行橋駅西口地区土地区画整理事業

施行者　行橋市

代表者　行橋市長　田中　　純

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

(1)　行橋市大字中津熊362番地４
長部　英夫

(2)　行橋市大字中津熊472番地20
井上　康雅

(3)　行橋市西宮市二丁目３番１―903号
阿部　真弓

(4)　行橋市西宮市二丁目２番８―1303号
甲斐　　忍

(5)　埼玉県春日部市大字藤塚2663番地４
深津　和雄

(6)　京都郡苅田町富久町一丁目15番２号
和田　　哲

(7)　筑紫野市大字二日市58
萩原　清美

(8)　京都府京都市下京区燈籠町559番地
西日本総合経営株式会社

(9)　京都府京都市東山区若松町404番地
有限会社白樺コーポレーション

(10)　福井県福井市二の宮一丁目４番１号
瀧下　博之

(11)　行橋市大字宮市316番地
有永　瀧蔵

(12)　北九州市門司区高田二丁目６番３―402号
杉本　　亘